

函館市内で初めて介護職員等として

就労した方に奨励金を支給します！！

函館市では、市内に所在する介護保険事業所や一部の障がい福祉サービス事業所などの対象事業所において、初めて介護職員等として就労を開始した方に奨励金を支給しています。支給には要件がありますので、以下の内容をご確認ください。

支給要件（新規就労奨励金）

初めて以下の条件をすべて満たした雇用契約で就労を開始した方

- 市内の介護サービス事業所等で就労している
- 正規雇用である 雇用期間の定めのない、または試用期間等を含み雇用期間が1年以上の雇用契約
- 常勤である 週の労働時間が30時間以上を見込む
- 介護職員等である 主たる業務が身体介助、生活援助もしくは移動支援など利用者への直接介護等

対象外の職種：管理者、サービス提供責任者、相談支援専門員、生活相談員、作業（理学）療法士、看護師、保育士、事務員、調理員、運転手 等

- 1年以上の継続就労が見込まれる 1年以上働く意思がある
- 過去に当該奨励金または「北斗市介護人材・障がい福祉人材就労奨励金」もしくは「七飯町介護人材等地域定着奨励金」の支給を受けていない
※ 詳しくは担当課までお問い合わせください。

申請には期限がありますので、ご注意願います。

申請期限：基準日を含む月を1月目とし、6カ月目の末日まで

基準日：条件を満たした就労を開始した日または試用期間等を終えた翌日

支給額

- **新規就労奨励金 介護福祉士資格あり 20万円**
介護福祉士資格なし 10万円

また、新規就労奨励金を受給された方は、要件を満たした就労を1年以上継続することにより、継続就労奨励金として12か月ごとに10万円（最大36か月分）を支給します。

申請書類

- 交付申請書（別記第1号様式）
- 雇用契約書等の写し（上記支給要件を満たしていることが確認できる書類の写し）
- 新規就労奨励金の支給要件を満たしていることの申立書兼同意書（別記第2号様式）
- 雇用状況等証明書（別記第3号様式）
- 口座振込依頼書（別記第8号様式）
- 介護福祉士資格登録証の写し ※有資格者の場合のみ

対象事業所

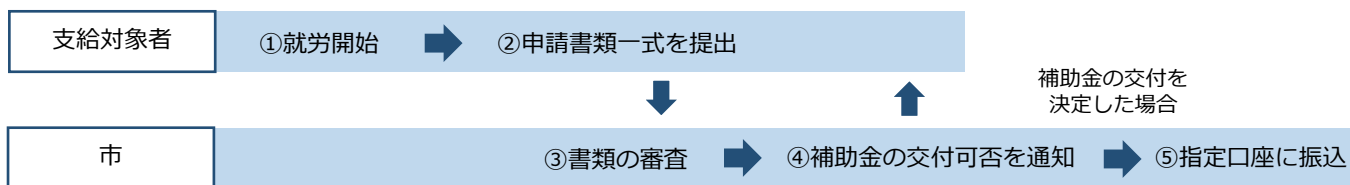
- 介護保険法に基づき市の指定を受けた事業所
- 老人福祉法に規定する養護老人ホーム
- 生活保護法に規定する救護施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する次の掲げる事業所

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所
- ・ 療養介護（医療に係るものを除く。）
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活援助

※ 上記に該当するすべての事業所について、公的機関が設置、運営する施設は除きます。

支給までの流れ

- ① （支給対象者）正規職員・常勤・介護職員等として就労を開始
- ② （支給対象者）基準日以降に交付申請書と必要書類をそろえて市に提出
※ 基準日：就労を開始した日、または試用期間等を終えた翌日
- ③ （市）提出された書類を審査
- ⑤ （市）奨励金の交付可否を通知
- ⑥ （市）申請書に記載された振込先に振込（②から約1か月要します）



申請には期限があります。

新規就労奨励金については、基準日から起算して6か月目が属する月の末日が申請期限となりますので対象となる方の申請はお早めをお願いします。

本制度の詳細については、下記の二次元コードからご確認ください。

問合せ先

住所：〒041-8666 函館市東雲町4番13号（函館市役所 3階）
担当：函館市保健福祉部地域福祉課
電話：21-3289
HP：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017033100025/>

